

食の安全・安心確保交付金のうち養殖衛生管理体制の整備 (継続)

I. ポイント

平成15年、我が国で初めて持続的養殖生産確保法で特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病が確認されるなど、安全で安心な養殖生産物へのニーズが高まっているところである。

よって、健全で安心な養殖魚の生産に資するための支援を行い、安全で安心な養殖水産物の供給体制を確保する。

II. 事業の内容

- ・水産用医薬品の適正使用の指導、養殖衛生管理技術の向上のための普及啓発
- ・養殖場における医薬品残留検査の実施等
- ・持続的養殖生産確保法で指定されている特定疾病が発生した場合の適正かつ効率的なまん延防止措置の実施

(項) 総合食料対策費

(大事項) 食の安全・安心の確保対策に必要な経費

(目) 消費・安全対策推進交付金

伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止のうち
養殖衛生管理体制の整備

	18'	17'
食の安全・安心確保交付金	2,702	(2,742) 百万円の内数

III. 交付先

都道府県

IV. 交付率

定額

【消費・安全局 畜水産安全管理課】